第 5132 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2014年)平成26年 12月 19日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 出生前遺伝学的検査の費用

Ｑ：妊婦が受ける母体血を使った出生前遺伝学的検査の費用は医療費控除の対象になりますか？

Ａ：なりません。

【解説】

医師又は歯科医師による診療等の対価として支払われるものは医療費控除に該当しますが、いわゆる人間ドックその他の健康診断のように疾病の治療を伴うものではないものは、医療費控除の対象とはなりません。ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続きその疾病の治療を行った場合には、治療に先だって行われる診察と同様に考えることができますので、その健康診断のための費用も医療費控除に含まれます。

ところで、出生前遺伝学的検査ですが、この検査は、妊婦から採血することにより行われ、母体の血液中に存在する胎児由来のＤＮＡ及び母体由来のＤＮＡに含まれる遺伝情報を解析することにより、各染色体に由来するＤＮＡ断片の量の差異を求め、それらの比較から胎児の特定の染色体数的異常の診断に結びつけるものであり、また、本件検査を行った結果、染色体の数的異常が発見されたとしても、それが治療につながるものではないとされています。したがって、妊婦や胎児の治療に先だって行われる診療等には該当しませんので、その費用は医療費控除の対象とはなりません。